

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 <u>「一方、研究費の不正使用防止のための取組のうち、雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続きが平成19年度中に措置されていないことから、研究費の不正使用防止に向けた早急な取組が求められる。」</u></p> <p>【申立内容】 下線部を削除願いたい</p> <p>【理由】 本学では、平成18年8月31日付け「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」及び平成19年2月15日付け「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく、雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続きについて、「遅くとも平成19年度までに措置すべき取組」は実施済みであり、「1 全体評価」における評価が、事実と相違するものであるため。</p> <p>(状況) 本学では、旅費に関して、平成16年4月に「国立大学法人愛媛大学旅費規則」を定め、適切に運用するとともに、平成17年度からは、出張管理について外部旅行会社に委託し、旅行者本人が出張計画及び出張報告を入力することにより、その情報を事務担当部署で把握できる「旅費システム」(出張なび)を導入し、出張に関する情報の一元管理を行っている(出張なびのマニュアル参照)。諸謝金に関しては、「国立大学法人愛媛大学諸謝金取扱要項」を定め、</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>なお、正確な評価に支障を来すため、今後、実績報告書の作成等に当たっては、実施状況内容の明示や正確性を高めるなど、十分留意することが求められる。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

勤務実態の把握のため、勤務者ごとに出勤表を作成し、作業従事日ごとに本人と監督者が作業内容を確認し、押印している。また、勤務・出張状況の内部監査や科学研究費補助金等の学内説明会での周知も毎年度継続して実施している。

一方で、本学の提出した資料には、これまでの実施・確認体制に加え、その後のさらなる取組として平成20年1月に実施した教員へのモニタリング（実績報告書P8【9-1】、P30【39-2】、P47【特記事項】参照）における教員の要望も踏まえ、平成20年度中に「旅費・謝金マニュアル」を作成することを記載していた。この表記やヒアリングにおける回答が誤解を招いた原因となったものと考えられるが、平成20年度中に作成を予定している「旅費・謝金のマニュアル」とは、制定している規則やシステムの使用における留意点等を、より分かりやすく図やQ&A形式で整理するものであり、平成19年度中に措置すべき取組が遅れたわけではないことをご理解いただきたい。

なお、これらの取組は、平成20年7月に行われた文部科学省による「公的資金の管理・監査の実態把握のための現地調査」において特段の指摘事項もなく、良好な評価を得ている。

以上のことから、ご指摘の「雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続きが平成19年度中に措置されていない」との評価は事実と相違するものであり、原文の削除をお願いしたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 <u>平成19年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</u></p> <p><u>○ 研究費の不正使用防止のための取組のうち、雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続きが平成19年度中に措置されていないことから、研究費の不正使用防止に向けた早急な取組が求められる。</u></p> <p>【申立内容】 下線部を削除願いたい</p> <p>【理由】 「1 全体評価」に関する申立てと同じ理由から、ご指摘の「雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続きが平成19年度中に措置されていない」との評価は事実と相違するものであり、原文の削除をお願いしたい。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>なお、正確な評価に支障を来すため、今後、実績報告書の作成等に当たっては、実施状況内容の明示や正確性を高めるなど、十分留意することが求められる。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 【評定】 <u>中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる</u> (理由) 年度計画の記載27事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、<u>研究費の不正使用防止のための取組のうち、雇用研究者の適切な勤務・出張管理手続きが平成19年度中に措置されていなかったこと等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p>【申立内容】 下線部を【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 【評定】 <u>中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる</u> (理由) 年度計画の記載27事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、<u>上記の状況等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p>【理由】 1. 「<u>研究費の不正使用防止のための取組のうち、雇用研究者の適切な勤務・出張管理手続きが平成19年度中に措置されていなかったこと</u>」について、本学では、旅費に関して、平成16年4月に「国立大学法人愛媛大学旅費規則」を定め、適切に運用するとともに、平成17年度からは、出張管理</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p> <p>以上の修正に基づき、「その他業務運営に関する重要事項」に、下記の注目事項を追加する。</p> <p>『○ 研究費の不正使用防止のため、研究費等の運営及び管理に関する基本方針の制定、研究費等の不正使用防止規程の整備、不正使用防止対策室の設置等を行っている。』</p>

について外部旅行会社に委託し、旅行者本人が出張計画及び出張報告を入力することにより、その情報を事務担当部署で把握できる「旅費システム」（出張なび）を導入し、出張に関する情報の一元管理を行っている（出張なびのマニュアル参照）。諸謝金に関しては、「国立大学法人愛媛大学諸謝金取扱要項」を定め、勤務実態の把握のため、勤務者ごとに出勤表を作成し、作業従事日ごとに本人と監督者が作業内容を確認し、押印している。また、勤務・出張状況の内部監査や科学研究費補助金等の学内説明会での周知も毎年度継続して実施している。

一方で、本学の提出した資料には、これまでの実施・確認体制に加え、その後のさらなる取組として平成20年1月に実施した教員へのモニタリング（実績報告書P8【9-1】、P30【39-2】、P47【特記事項】参照）における教員の要望も踏まえ、平成20年度中に「旅費・謝金マニュアル」を作成することを記載していた。この表記やヒアリングにおける回答が誤解を招いた原因となったものと考えられるが、平成20年度中に作成を予定している「旅費・謝金のマニュアル」とは、制定している規則やシステムの使用における留意点等を、より分かりやすく図やQ&A形式で整理するものであり、平成19年度中に措置すべき取組が遅れたわけではないことをご理解いただきたい。

なお、これらの取組は、平成20年7月に行われた文部科学省による「公的資金の管理・監査の実態把握のための現地調査」において特段の指摘事項もなく、良好な評価を得ている。

以上のことから、ご指摘の「雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続きが平成19年度中に措置されていない」との評価は事実と相違するものであり、（理由）について【修正文案】の通り変更をお願いしたい。

2. 上記理由1に加え、年度計画の記載27
事項すべてが「年度計画を上回って実施
している」又は「年度計画を十分に実施して
いる」との評価が妥当と考えることから、
【評定】について【修正文案】の通り変更
をお願いしたい。